

	項目番号等	質問内容	回答
1	仕様書P2 4. 委託内容 (1) 令和7年度 (2025年度) ③認知症の人や家族の意見を施策に反映させるための会議等の開催	受注者において行う業務と発注者において行う業務の内容と、費用負担について、現時点での想定等がありましたらご教示ください。	<p>大東市総合介護計画は、第9期までは老人福祉法第20条の8の規定による「老人福祉計画」及び介護保険法第117条の規定による「介護保険事業計画」を一体的に策定したものと位置付けでしたが、第10期計画においてはこれらに加えて、「共生社会の実現を推進するための認知症基本法」第13条の規定による「認知症施策推進計画」も一体的に策定することとしています。また、同法同条第3項の準用規定により市町村は「認知諸施策推進計画」案を作成しようとするときは、あらかじめ認知症の人及び家族等の意見を聴くよう努めることとされていることから、委託内容に左記の項目を入れているものです。</p> <p>この認知症の人及び家族等から意見を聞く会議等は、現時点では大東市内で開催されている複数の「認知症カフェ」に向向いて行うことを想定しており、その場合の意見聴取に係る調整は、発注者で行うこととしています。受注者においては、同会議における資料、説明文、想定質問及びその回答の作成（以上の業務は、受注者と発注者の協議によるものとします）、同会議への出席（発注者も出席します）、同会議で出された意見等の取りまとめ及び報告書の作成、並びにこれらの意見等を踏まえて、計画に掲載する本市施策に対する提案等を行うことと考えており、受注者が行う業務に伴う費用は、受注者の負担をお願いするものです。</p> <p>なお、公開している仕様書において、本業務は令和7年度（2025年度）の業務としていますが、本業務の内容や位置付け、計画策定スケジュールによっては令和8年度（2026年度）又は令和7～8年の両年度に跨る可能性もあると考えており、本業務の執行時期については、発注者との協議により柔軟な対応をお願いしたいと考えています。</p>